

社会福祉法人小曾木福社会役員等報酬規程

(目的)

第1条 社会福祉法人小曾木福社会役員等報酬規程（以下「規程」という。）は、定款第8条及び第21条の規定に基づき役員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会委員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の会議に出席したとき又は所轄庁による法人・施設の指導検査への立会い並びに監査業務に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。但し、同日に併せて理事会以外の法人の会議又は立会い等に出席した場合であっても、報酬はこれを支払わないものとする。

2 交通費は実費とする。

(監事の出席報酬等)

第4条 監事が理事会、評議員会の会議に出席したとき又は所轄庁による法人・施設の指導検査への立会い並びに監査業務に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。但し、同日に併せて理事会以外の法人の会議又は立会い等に出席した場合であっても、報酬はこれを支払わないものとする。

2 交通費は実費とする。

(評議員の出席報酬等)

第5条 評議員が評議員会の会議等に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。但し、同日に併せて法人の他の会議に出席した場合であっても、報酬はこれを支払わないものとする。

2 交通費は実費とする。

(評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第6条 評議員選任・解任委員会委員が当該委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。但し、同日に併せて法人の他の会議に出席した場合であっても、報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費は実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人小曾木福社会役員旅費規程による旅費等を支給することができる。

(兼務役員等)

第8条 施設の職員を兼務する役員等には、第7条に規定する出張旅費を除きこの規程を適用しない。

(改正)

第9条 この規程の改正は、理事会の議決を経て評議員会で決議しなければならない。

(付 則)

この規程は、平成29年6月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。但し、平成29年3月31日までに開催する評議員選任・解任委員会についても適用する。

別表1 役員等報酬（日額）

名 称	報 酬 額
理事長の出席報酬	8, 0 0 0 円
理事の出席報酬	7, 0 0 0 円
監事の出席報酬	7, 0 0 0 円
評議員の出席報酬	7, 0 0 0 円
評議員選任・解任委員会委員の出席報酬	7, 0 0 0 円